

電友会 大阪支部 会則

第1条（団 体）

本会は、電友会本部（東京都新宿区西新宿 3-1 9-2 N T T 東日本本社ビル内）に帰属する団体である。

第2条（名 称）

本会は、電友会大阪支部と称し、電友会本部傘下の電友会関西地方本部（以下、関西本部という）の下部組織とする。

第3条（事務局）

本会の事務局は、N T T 大阪中央ビル（大阪府中央区博労町 2-5-1 5 O C B）内に置く。

第4条（会 員）

本会の会員は、N T T（逓信省・電気通信省・日本電信電話公社及び日本電信電話株式会社とその継承会社を含む。以下同じ）およびそのグループ会社の退職者で、大阪府内に居住または大阪支部に入会を希望する者、並びに、本会の会員であった者および会員の資格のあった者の遺族で入会を希望する者をもって構成する。

第5条（目 的）

本会は、会員相互の親睦、福祉の増進、知識の向上を図るとともに、N T T およびそのグループ各社の事業の発展に寄与することを目的とする。

第6条（事 業）

本会は、本則第5条の目的を達成するため、次の事業ならびに活動を行う。

1. 関西本部が必要とする会員情報等への協力。
2. サークル活動、レクリエーション活動（関西本部主催を含む）、その他会員の親睦を図る行事の開催。
3. ふれあい活動（電話訪問等）の実施。
4. 慶祝および弔意等の実施。
5. ボランティア等社会貢献活動、環境貢献活動の実施。
6. その他、本会の目的達成のための必要な事業。

第7条（役員等）

本会を運営するため、次の役員および監事を置く。

1. 役 員

支 部 長	1 名
副支部長	若干名
事務局長	1 名
事務局次長	若干名

- | | |
|------|------|
| エリア長 | 若干名 |
| 幹事 | 必要人数 |
2. その他の役員
- | | |
|----|-----|
| 監事 | 若干名 |
|----|-----|

第8条（役員の選任）

1. 幹事および監事は、総会において会員の中から選任する。
2. 支部長は、幹事の互選により選任する。
3. 副支部長、事務局長、事務局次長は、支部長が幹事の中から指名する。
4. エリア長は、支部長が幹事の中から各エリア（東、京阪、南、北）毎に指名する。

第9条（役員の職務）

1. 支部長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故ある時は支部長の職務を代行する。
3. 事務局長は、支部長の命を受けて本会事務局を統括する。
4. 事務局次長は、事務局長を補佐し、本会事務局業務の遂行にあたる。
5. エリア長は、本会管内の各エリア（東、京阪、南、北）における活動等を統括する。
6. 幹事は、本会管内の各エリア（東、京阪、南、北）に配置し、本則第6条の事業活動を推進する。
7. 監事は、本会の会計を監査する。

第10条（役員の任期）

1. 役員の任期は、2年とする。
ただし重任は妨げない。
2. 任期途中で選任された者の任期は、前任者の残余期間とする。

第11条（相談役、顧問）

1. 本会に、相談役および顧問を置くことができる。
2. 相談役および顧問は、幹部役員会に諮り支部長が委嘱する。

第12条（総会）

1. 総会は、通常総会および臨時総会とする。
2. 通常総会は年1回、臨時総会は必要に応じ幹部役員会の決議を経て、支部長が招集する。
3. 総会は、本会役員および会員をもって構成する。
4. 総会は、総会出席者（委任状を含む）をもって成立する。
5. 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業報告・事業計画
 - (2) 予算・決算
 - (3) 役員の選任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他重要事項

6. 議決は、総会出席者の過半数の同意を要する。

第13条（幹部役員会）

1. 幹部役員会は、支部長、副支部長、事務局長、事務局次長、エリア長、監事で構成し、必要の都度、支部長が招集する。
2. 幹部役員会は、総会に付議する事項のほか、重要と認める事項の報告または審議を行なう。
3. 幹部役員会は、構成員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、審議事項については出席者の過半数で決する。

第14条（会 費）

本会の会員は、細則の定めるところにより会費を納入するものとする。

第15条（会計・監査）

1. 本会会費は、関西本部へ納入する本部費と本会運営のための支部費とする。
2. 本会の運営に関する経費は、支部費・本部配布金およびその他の収入からなり、その会計は事務局にて管理運用し、事務局長が統括する。
3. 監事は、年1回以上会計を監査し、その結果を幹部役員会および総会に報告しなければならない。

第16条（事業年度）

本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条（細 則）

本会則の施行に関し必要な事項は、幹部役員会の議決を経て、別に細則で定める。

第18条（付 則）

本会則は、2026年7月11日開催の第1回幹部役員会の決議により制定し、2026年7月1日に遡及して施行する。

電友会 大阪支部 細則

第 1 条（細 則）

会則第 17 条にもとづく細則は、これに定めるところによる。

第 2 条（会 費）

1. 会則第 14 条にもとづき、会員は年額会費 3,000 円（本部費 1,550 円、支部費 1,450 円）を支部に納めるものとする。
2. 会費を滞納したときは、その間、会員の処遇を停止することができる。
3. 既納の会費は、返還しないものとする。
4. 総会およびその他の会合等で別に経費を要するときは、その都度、臨時で徴収する。

第 3 条（世話役）

会則第 6 条 2 にもとづくサークル活動、レクリエーション活動等の行事を実施するにあたり、その活動の世話役を、会員に委嘱することができる。

第 4 条（慶祝・弔意）

会則第 6 条 4 にもとづく会員の慶祝および弔意については、関西本部運営細則第 5 条によることとする。

第 5 条（委員会）

1. 特別の事項を審議するため、委員会を設けることができる。
2. 委員会の委員は、支部長が委嘱し支部長の諮問に応じるものとする。